

前回定例会（平成23年1月12日）以降の原子力安全・保安院の動き

平成23年2月2日
原子力安全・保安院

1. 柏崎刈羽原子力発電所5号機におけるプラント全体の機能試験について

柏崎刈羽原子力発電所5号機は、昨年11月18日に原子炉の起動操作を行い、12月6日に定格熱出力と段階的に上昇させ、出力状態ごとに設備点検やプラント全体の機能の評価を行ってきました。12月22日から出力を下げ、点検が未実施であった原子炉給水系のサーボ弁^{※1}等の点検を実施し、12月26日より再度定格熱出力で安定させた状態で運転データの採取及び評価を行った結果、1月20日、定格熱出力段階での運転状態における評価を終えました。

保安院は、これらに対し、検査官の立会いや巡視等により、実施状況を確認し、プラント試験が適切に実施されていることを確認しました。

1月24日、東京電力から「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所5号機 新潟県中越沖地震後の設備健全性に係るプラント全体の機能試験・評価報告書」の提出^{※2}があり、今後は、提出された報告書の内容について厳格に確認し、専門家の意見を聴いた上で、保安院としての評価をとりまとめます。

2. 柏崎刈羽原子力発電所の点検周期を超過した機器等に関する調査結果(中間報告)の受領について

保安院は、平成23年1月20日及び2月2日に、東京電力から、柏崎刈羽原子力発電所1号機、5号機、6号機及び7号機において点検周期を超過した機器に係る調査結果の中間報告を受領しました。^{※3}

報告では、点検周期を超過しているものが合計84機器ありましたが、これらの機器は、2月2日までに82機器の点検を終了させ、健全性を確認し、残り2機器についても外観点検等により問題がないことを確認しており、近日中に点検を終了させるとしています。

東京電力は、1月20日に先行して調査を終了した5号機を対象に原因分析を行い、①点検周期の変更や点検長期計画表の改訂に際しての確認不足、②保全方法等の変更を点検長期計画表に反映する際の確認不足、③工事報告書に基づく実績管理における確認不足、④点検対象設備と点検長期計画表の整合性確認不足、⑤技術評価プロセスにおける確認不足を挙げています。これらの再発防止対策として、①点検長期計画表の作成・変更時のダブルチェックの強化、②点検周期変更時の確認手順の明確化、③点検長期計画表への実績の反映方法・手順の明確化、④仕様書作成の確認方法・手順の明確化、⑤点検未実施時の技術評価等の処置についての明確化、⑥中長期対策として、今回の原因分析により抽出された人的エラーを防止するため保全統合マネジメントシステムを構築することとしています。

※1 タービン駆動原子炉給水ポンプの蒸気加減弁の油圧駆動装置を制御するため、電気信号を油圧に変換する弁。

※2 不適合事象に対する対策の進捗の反映等を行った改訂版を2月1日に受領

※3 前回定例会で、東京電力に2月末までに報告するよう調査を指示したことを説明済み。なお、2月2日提出分には福島第二原子力発電所全号機の確認結果(21機器)が含まれている。

保安院は、東京電力から報告のあった柏崎刈羽原子力発電所及び福島第二原子力発電所において、調査時点で点検周期の超過があった機器については、報告時点までに点検を実施できる機器は点検を終了していること、至近に点検実施予定のものは点検を実施するまでの間の健全性確認を行っているなど、安全上の問題がないことを確認していることから、直ちに安全上の問題が生じるものではないと評価します。また、5号機を対象とした直接的な原因分析及び再発防止対策については、調査・原因分析・対策の検討が適切になされていると評価します。

保安院は今後、東京電力から、柏崎刈羽原子力発電所及び福島第二原子力発電所の原因分析及び再発防止対策、福島第一原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所の残りの号機についての確認結果等の報告を受け、その内容を厳格に確認していくこととします。

3. 柏崎刈羽原子力発電所1号機における運転上の制限^{※4}の逸脱について

保安院は、2月1日、東京電力から、柏崎刈羽原子力発電所1号機の可燃性ガス濃度制御系^{※5}の定例試験を実施していたところ、A系統の再循環流量調整弁の動作不良の兆候（動作時間の遅れ、異音）を確認し、23時47分に保安規定に定める運転上の制限からの逸脱を宣言したとの報告を受けました。

東京電力は速やかに保安規定で要求されている措置として、B系統が動作可能であることを確認しました。可燃性ガス濃度制御系については、保安規定では30日以内に当該系列を動作可能な状態に復旧することが求められており、東京電力は速やかに復旧対応を行う予定としています。

保安院は、東京電力からの報告を受け、保安検査官が保安規定の遵守状況について確認を行い、逸脱時の措置対応が適切であったこと、事象発生前後で格納容器内の圧力等のデータ、排気筒の放射線モニタ等に有意な変化がないことなどを確認しました。今後は東京電力が行う原因究明及び是正処置等を確認します。

<中越沖地震における原子力施設に関する調査・対策委員会の開催状況>

1月31日 構造ワーキンググループ

<検査実績（1月13日～2月2日）>

保安検査 : 1月18～2月2日
立入検査 : 1月21日、2月1,2日
定期検査 : 1月18日

以 上

※4 多重の安全機能を確保するため、予備も含めて動作可能な設備等の必要数が保安規定に定められています。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、あらかじめ定められた修理等を行うことが求められます。なお、定められた時間内に当該設備を復旧させるか、又は出力低下などのあらかじめ定められた措置を講ずれば、保安規定違反に該当するものではありません。

※5 原子炉冷却材喪失事故時、燃料の温度が高くなり、被覆管と水が反応して可燃性ガスが発生し、格納容器内に留まるので、ガス濃度を安全な濃度以下になるよう処置する装置。

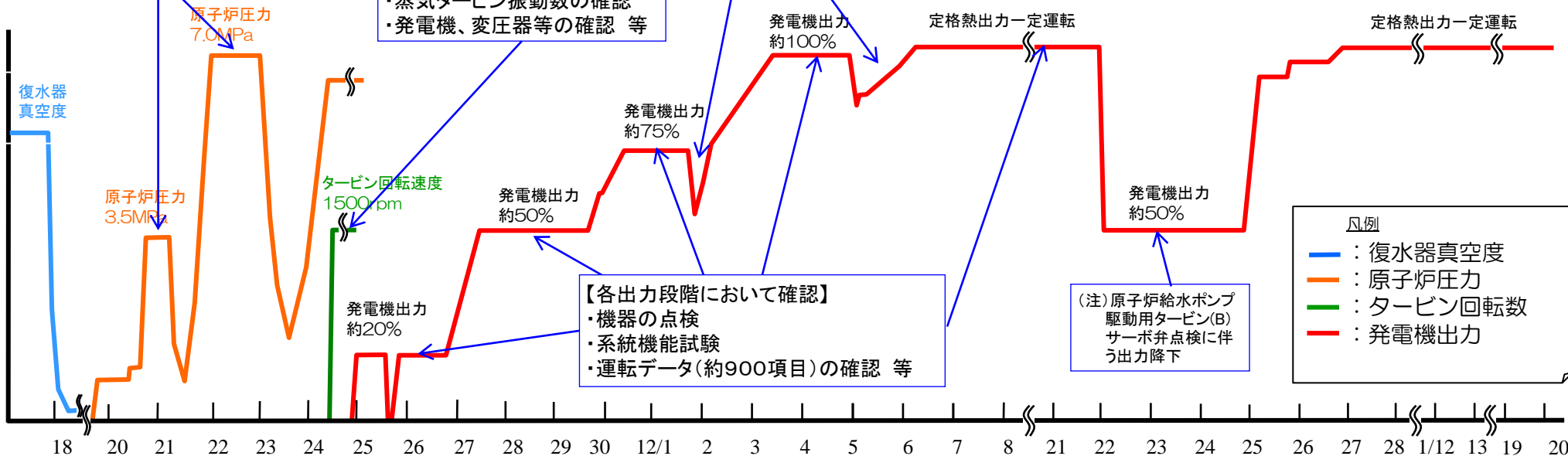
プラント全体の機能試験に対する保安院の主な確認実績

【格納容器内(ドライウエル内)の点検】
 ・配管等の漏えい確認
 ・支持構造物の熱による伸び量の確認
 ・耐震強化設備の確認 等

【タービン、発電機の点検】
 ・蒸気タービン振動数の確認
 ・発電機、変圧器等の確認 等

(注)制御棒による出力調整のパターン変更により一時的に出力が降下

東京電力において、ホールドポイント毎に実施される評価会議に出席し、適切に評価を行っていることを確認。



- ▲ 第1報(保安院の確認方針及び原子炉起動操作開始時の確認状況)
- ▲ 第2報(原子炉圧力3.5MPa格納容器内点検後)
- ▲ 第3報(原子炉圧力7.0MPa格納容器内点検後)
- ▲ 第4報(タービン起動及び発電機並列の確認状況)
- ▲ 第5報(発電機出力20%段階での確認状況)
- ▲ 第6報(発電機出力50%段階での確認状況)
- ▲ 第7報(発電機出力75%段階での確認状況)
- ▲ 第8報(発電機出力100%段階での確認状況)
- ▲ 第9報(定格熱出力到達後の確認状況)
- ▲ 点検周期を超過した機器等の調査結果に対する保安院の対応(指示)
- ▲ 最終報(定格熱出力維持状態における確認状況)
- ▲ 点検周期を超過した機器等の調査結果(中間報告)の受領について

保安院の報道発表状況

平成23年1月20日
原子力安全・保安院

柏崎刈羽原子力発電所の点検周期を超過した機器に係る調査結果（中間報告） の受領について

原子力安全・保安院（以下、「保安院」という。）は、平成23年1月20日、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）から、柏崎刈羽原子力発電所1号機、5号機、6号機及び7号機において、点検周期を超過した機器に係る調査結果の中間報告を受領しました。

東京電力からの報告では、調査時点において点検周期を超過しているものが合計54機器ありましたが、これらの機器は、平成23年1月18日までに点検が実施されており、安全上の問題はないとしています。

5号機は調査を終了したため、5号機を対象に原因分析を行い、①点検周期の変更や点検長期計画表の改訂に際しての確認不足、②保全方法等の変更を点検長期計画表に反映する際の確認不足、③工事報告書に基づく実績管理における確認不足、④点検対象設備と点検長期計画表の整合性確認不足、⑤技術評価プロセスにおける確認不足を挙げています。これらの再発防止対策として、①点検長期計画表の作成・変更時のダブルチェックの強化、②点検周期変更時の確認手順の明確化、③点検長期計画表への実績の反映方法・手順の明確化、④仕様書作成の確認方法・手順の明確化、⑤点検未実施時の技術評価等の処置についての明確化、⑥中長期対策として、今回の原因分析により抽出された人的エラーを防止するため保全統合マネジメントシステムを構築することとしています。

保安院は、調査時点で点検周期の超過があった機器がある1号機、5号機及び6号機については、1月18日までに点検を完了し、健全性の確認を行っていることから、直ちに安全上の問題が生じるものではないと評価します。また、東京電力は、調査を終了した5号機を対象として、直接的な原因分析及び再発防止対策を策定しており、調査・原因分析・対策の検討が適切になされていると評価します。

保安院は、今後行われる他号機の調査結果も踏まえ、すべての号機の原因分析と再発防止対策に係る最終報告を受けて確認・評価することとします。

1. 経緯

- 保安院は、中国電力株式会社島根原子力発電所及び中部電力株式会社浜岡原子力発電所の保守管理の不備に係る事案を踏まえ、柏崎刈羽原子力発電所を含むすべての原子力発電所に対して平成22年度第3回保安検査において、保守管理に問題がないかを確認したところ、柏崎刈羽原子力発電所2号機及び3号機

において過去に点検周期を超過し、その後、点検を実施していた機器があることが判明しました。

- ・ このため、保安院は、東京電力に対し、点検周期を超過した機器がないか確認するよう指示し、平成22年12月21日に1号機、5号機及び7号機の調査結果の報告を受けたことから、柏崎刈羽原子力発電所に対してすべての号機の点検周期の超過の有無、原因と対策の検討を行い、平成23年2月28日まで
に報告するよう指示しました。(平成22年12月21日お知らせ済み)
- ・ 本日(1月20日)、東京電力から保安院に対し、中間報告の提出がありました。

2. 東京電力からの報告内容

柏崎刈羽原子力発電所全号機の点検周期を超過している機器がないか調査中であり、現在の進捗状況とその結果を報告するとともに、5号機は調査を終了したため、5号機を対象に原因分析を行い、再発防止対策について検討を行った。今後、他号機の調査結果から新たな問題点が抽出された際は、必要な追加対策を立案し実施する。概要は以下のとおり。

(1) 点検周期を超過している機器の調査結果

① 柏崎刈羽原子力発電所の調査結果

1号機、5号機、6号機及び7号機について調査を行った結果、点検長期計画表の作成時・実績反映時の記載誤り、調達にあたっての仕様書反映誤り等により、調査時点において点検周期を超過しているものが合計54機器あった。これらの機器は、本事案が判明後、1月18日までに点検を実施し、問題ないことを確認しており、安全上の問題はない。

前回報告時(平成22年12月21日)から追加された点検周期を超過している機器は、5号機の負荷用積算電力量計6機器、6号機の換気空調補機冷却非常用冷却ポンプ2機器、6号機の固定子冷却ポンプ1機器など計14機器である。

	1号機	5号機	6号機	7号機
定期事業者検査機器	0	2	0	0
自主点検対象機器	39※	7	6	0※
計	39	9	6	0

※1号機及び7号機の自主点検対象機器については、点検長期計画表(実績)の調査は終了したが、工事報告書との照合を行う調査を実施中。

上表の機器のほか、過去に点検周期を超過していたものは、1号機、6号機及び7号機は現在調査中であるが、これまで判明したのものでは、1号機が9機器、6・7号機はなしとなっており、5号機は調査を終了し38機器となっている。いずれの機器についても至近の定期検査で点検を実施し終了しているこ

とから、機器の健全性は確保されている。

②福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の確認結果

福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所について、現時点において点検周期の超過している機器がないかを確認中である。

(2) 原因分析

柏崎刈羽原子力発電所5号機の調査で確認された調査時点において点検周期を超えている9機器、過去において点検周期を超え点検を終了している38機器の合計47機器について、点検周期超過の原因分析を行った。

(a) 定められた点検周期、前回実績、次回計画の整合性チェックの不足

点検長期計画表を改訂等する場合において、改訂内容のダブルチェックや定められた点検周期と立案した点検長期計画表の整合性の再チェックについて、役割等の手順が明確になっていないために、確認が十分でない場合があった。

(b) 保全方法等の点検方針変更を点検長期計画表へ確実に反映することの不足

本格点検の点検周期の変更について技術検討が承認される前に、当該変更を見込んで簡易点検を発注し、技術検討の承認後に点検周期変更を確実に点検長期計画表へ反映していなかったために、誤って本格点検を実施した実績を記入し、点検長期計画表と実績に不整合が生じた。

(c) 工事報告書に基づく実績管理の不足

点検長期計画表の実績反映について、誰がいつまでに何に基づいて点検長期計画表に入力するか等の具体的な手順が明確になっていなかったことから、点検長期計画表への実績反映が十分でなかった。

(d) 発注対象設備と点検長期計画表の整合性確認の不足

点検長期計画表に基づいて発注されていることの確認手順が明確でなかったことから、点検長期計画表と発注の仕様書との整合性の確認が十分でなかった。

また、原子炉起動前の段階での確認が十分でない場合があった。

(e) 技術評価プロセスの不足

定められた点検周期内に点検を実施することの重要性について認識が不足していた場合があった。また、やむを得ず点検周期を逸脱してしまう場合の処置方法に関する手順が明確でなかったことから、不適合管理の仕組みで管理し、技術評価を行うことについて十分でない場合があった。

(3) 再発防止対策

上記の原因分析に基づき、再発防止対策の検討を行った。

【短期対策】

(a) 点検長期計画表の作成方法（計画）についての明確化

点検長期計画表の作成者とは別のメンバーが、作成・反映した計画についてダブルチェックを行う手順を明確にする。また、ダブルチェックの際には、反

映した計画が点検周期内であること、計画した点検区分（本格点検・簡易点検など）に誤りがないかを確認し、承認者はこれらのダブルチェックがなされたことを確認する手順を明確にする。

(b) 点検長期計画表の作成方法（点検周期変更）についての明確化

点検周期を変更する際は技術検討書等の承認を受けた上で点検長期計画表へ反映させる手順を明確にする。

(c) 点検長期計画表の実績反映方法についての明確化

点検長期計画表の実績反映段階において、工事を担当した工事監理員が、検収時期にあわせて工事報告書を基に点検長期計画表へ実績を反映する等の手順を明確にする。

(d) 仕様書作成の確認方法についての明確化

仕様書の承認段階において、仕様書作成者以外の者（工事監理員）が点検長期計画表と仕様書を照らし合わせ、誤りがないかを確認し、仕様書の承認者である管理者は、作成者以外の者が再チェックしたことを確認する手順を明確にする。また、原子炉起動前に各点検の担当者が点検実施状況を確認し、原子炉起動前の段階で終了すべき点検がすべて終了していることを起動前の会議等で確認する手順を明確にする。

(e) 点検未実施時の技術評価等の処置についての明確化

定められた点検周期内に点検を実施することの重要性について再認識させるとともに、やむを得ず定められた点検周期を守れず逸脱してしまう場合は、不適合管理の仕組みの下で管理し、技術評価を行い、記録を残すことの手順を明確にするとともに、これらについて教育プログラム等へ反映する。

【中長期対策】

中長期的な対策として、今回の原因分析により抽出された点検長期計画表や発注仕様書の作成誤りなど、人的エラーの問題点に対して、①点検周期内に点検が計画されること、②点検長期計画表変更時に点検周期を超過する計画の作成を防止すること、③仕様書作成時に計画された点検対象機器の抽出漏れを防止すること、④点検実績入力は、受注者等により計画され発注された機器のみ実績入力が可能であることとし、これらの対策を確実なものとするため、保全統合マネジメントシステムを構築する。

3. 東京電力の報告に対する保安院の評価

保安院は、東京電力から報告のあった1号機、5号機及び6号機において、調査時点で点検周期の超過があった機器は1月18日までに点検を実施し、健全性の確認を行っていることから、直ちに安全上の問題が生じるものではないと評価します。

また、東京電力は、調査を終了した5号機を対象として、原因分析及び再発防止対策を策定しており、調査、原因分析及び対策の検討が適切になされていると評価します。

4. 保安院の対応

保安院は、東京電力から今後報告される柏崎刈羽原子力発電所のすべての点検周期を超過した機器の調査結果及びすべての号機に係る原因分析と再発防止対策の検討、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所についての確認結果の報告を受け、その内容を厳格に確認していくこととします。

【本発表資料のお問い合わせ先】

原子力安全・保安院

原子力発電検査課長 山本 哲也

担当者：米山、館内

電話：03-3501-1511（内線）4871

03-3501-9547（直通）

平成 23 年 2 月 2 日
原子力安全・保安院

柏崎刈羽原子力発電所及び福島第二原子力発電所の点検周期を超過した機器に係る調査結果（第 2 回中間報告）の受領について

原子力安全・保安院（以下、「保安院」という。）は、平成 23 年 2 月 2 日、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）から、柏崎刈羽原子力発電所 1 号機、6 号機及び 7 号機並びに福島第二原子力発電所において、点検周期を超過した機器に係る調査結果の中間報告を受領しました。

東京電力からの報告によると、調査時点において点検周期を超過している機器は、柏崎刈羽原子力発電所で新たに 30 機器が判明し合計 84 機器、また、新たに福島第二原子力発電所で合計 21 機器あることが判明しました。これらの新たに判明した計 51 機器は、既に 43 機器について点検が終了しており、また点検が終了していない 7 機器は外観点検等による健全性を確認し、近日中に点検を終了するよう計画されている。また、残り 1 機器については、停止中の試験に用いるもので運転上の機能要求がなく安全上の問題がないことを確認しており、これらのことから安全上の問題はないとしています。

保安院は、東京電力から報告のあった調査時点で点検周期の超過があった機器は速やかに点検を実施しており、点検が終了していない機器は健全性の確認を行っていることから、直ちに安全上の問題が生じるものではないと評価します。

保安院は、新たに福島第二原子力発電所において 21 機器の点検周期の超過があったことから、柏崎刈羽原子力発電所と同様に、点検周期を超過する事態が生じた原因の究明を行い、再発防止対策を策定し、平成 23 年 2 月 28 日までに報告するよう指示しました。また、東京電力から今後報告される柏崎刈羽原子力発電所及び福島第二原子力発電所の原因分析と再発防止対策、福島第一原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所の残りの号機についての確認結果等の報告を受け、その内容を厳格に確認していくこととします。

1. 経緯

- 保安院は、中国電力株式会社島根原子力発電所及び中部電力株式会社浜岡原子力発電所の保守管理の不備に係る事案を踏まえ、柏崎刈羽原子力発電所を含むすべての原子力発電所に対して平成 22 年度第 3 回保安検査において、保守管理に問題がないかを確認したところ、柏崎刈羽原子力発電所 2 号機及び 3 号機において過去に点検周期を超過し、その後、点検を実施していた機器があることが判明しました。

- ・ このため、保安院は、東京電力に対し、点検周期を超過した機器がないか確認するよう指示し、平成22年12月21日に1号機、5号機及び7号機の調査結果の報告を受けたことから、柏崎刈羽原子力発電所に対してすべての号機の点検周期の超過の有無、その原因と対策の検討及び福島第一、第二原子力発電所において柏崎刈羽原子力発電所と同様な事象がないか確認を行い、平成23年2月28日までに報告するよう指示しました。(平成22年12月21日お知らせ済み)
- ・ 平成23年1月20日、東京電力から保安院に対し、柏崎刈羽原子力発電所に係る中間報告の提出がありました。(1月20日お知らせ済み)
- ・ 本日(2月2日)、東京電力から保安院に対し、柏崎刈羽原子力発電所及び福島第二原子力発電所に係る第2回中間報告の提出がありました。

2. 東京電力からの報告内容

柏崎刈羽原子力発電所全号機の点検周期を超過している機器がないか調査中であるが、1号機、5号機、6号機及び7号機並びに福島第二原子力発電所全号機について点検周期を超えた機器の調査が終了し、その結果は以下のとおり。

なお、原因分析及び再発防止対策については、最終報告でまとめて報告する。

①柏崎刈羽原子力発電所の調査結果

現在運転中の1号機、5号機、6号機及び7号機について調査を行った結果、点検長期計画表の点検実績反映時の記載誤り等により、調査時点において点検周期を超過しているものが新たに1号機及び7号機において30機器判明し合計84機器となった。

前回報告時(平成23年1月20日)から新たに判明した点検周期を超過している30機器は、1号機については試料採取系ラック内ON-OFF弁24機器、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の非常用送風機1機器など計28機器、7号機についてはタービン建屋ドレンサンプポンプ電動機1機器、原子炉建屋エリア非放射性ストームドレンサンプポンプ1機器の計2機器である。

新たに判明した30機器は、本事案が判明後、既に28機器について点検を終了し、健全性を確認した。また、点検が終了していない1号機の高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の非常用送風機及び低起動変圧器防災噴霧ノズルの2機器については外観点検等を行い健全性に問題がないことを確認しているとともに、既に点検を開始しており、近日中に終了する予定である。これらのことから、安全上の問題は無い。なお、前回報告した54機器についても既に全て点検や取替を終了し健全性を確認した。

柏崎刈羽原子力発電所の点検周期を超過した機器数

	1号機	5号機	6号機	7号機	共用設備
定期事業者検査 対象機器	0	2	0	0	0
自主点検 対象機器	36 (28)	7	6	2 (2)	31
計	36	9	6	2	31

注1) () は今般の報告により、新たに点検周期の超過が判明した機器数であり、上記機器数の内数である。

注2) 2、3、4号機については調査中。

注3) 1号機の焼却炉関係設備29機器は焼却炉が各号機で共用するため共用設備として整理。

上表の機器のほか、過去に点検周期を超過していたものは、1号機で33機器、5号機で38機器、6号機で1機器、共用設備で34機器となっている。いずれの機器についても至近の定期検査で点検を終了し、機器の健全性が確認されている。

②福島第二原子力発電所の確認結果

保安院からの調査指示を受ける前から自主的に調査を行っていたものと併せて、今回、福島第二原子力発電所について調査が終了し、調査結果は以下のとおり。なお、福島第一原子力発電所については調査中である。

調査時点において点検周期を超過しているものとして、1号機については原子炉建屋排気ファン用高圧ケーブル1機器、2号機については電動補助給水ポンプ封水ストレナ4機器など計6機器、3号機については非常用ディーゼル機関の付属品（潤滑油冷却器など）4機器など計6機器、4号機については余熱除去ポンプ電動機用高圧ケーブル1機器など2機器、共用設備については6機器であり、全号機で合計21機器となった。

これらの21機器は、本事案が判明後、既に15機器について点検を終了し健全性を確認した。また、点検が終了していない2号機の定期検査用冷水ポンプ用電動機1機器及び3号機の非常用ディーゼル機関の付属品4機器は点検を近日中に行うよう計画するとともに、点検するまでの間の健全性を確認している。また、2号機のタービン駆動給水ポンプ排気弁リミトルク1機器は運転停止時の試験に用いる機器であり、原子炉の運転上の機能要求がなく、使用停止措置を講ずることから安全上の問題がないことを確認している。これらのことから安全上の問題はない。

福島第二原子力発電所の点検周期を超過した機器数

	1号機	2号機	3号機	4号機	共用
定期事業者検査 対象機器	0	0	0	0	0
自主点検 対象機器	1	6	6	2	6
計	1	6	6	2	6

3. 東京電力の報告に対する保安院の評価

保安院は、東京電力から報告のあった柏崎刈羽原子力発電所及び福島第二原子力発電所において、調査時点で点検周期の超過があった機器については、報告時点までに点検を実施できる機器は点検を終了していること、至近に点検実施予定のものは点検を実施するまでの間の健全性確認を行っているなど、安全上の問題がないことを確認していることから、直ちに安全上の問題が生じるものではないと評価します。

4. 保安院の対応

保安院は、新たに福島第二原子力発電所において21機器の点検周期の超過があったことから、柏崎刈羽原子力発電所と同様に、点検周期を超過する事態が生じた原因の究明を行い、再発防止対策を策定し、平成23年2月28日までに報告するよう指示しました。

保安院は、今後、東京電力から、柏崎刈羽原子力発電所及び福島第二原子力発電所の原因分析と再発防止対策、福島第一原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所2号機、3号機及び4号機についての確認結果等の報告を受け、その内容を厳格に確認していくこととします。

【本発表資料のお問い合わせ先】

原子力安全・保安院

原子力発電検査課長 山本 哲也

担当者：米山、館内

電話：03-3501-1511（内線）4871

03-3501-9547（直通）